

令和8年6月23日  
此花区役所

此花区役所マイナンバーカード交付関連業務  
(会計年度任用職員) 募集要項

1 募集人数

- ・ 1名

2 業務内容

- ・ 此花区役所窓口サービス課において、以下の業務を行う。
  - (1) マイナンバーカードに関するシステム操作及び窓口や電話での市民説明業務
  - (2) 電子証明書の更新業務
  - (3) その他、住民票等の住民情報に関する業務

3 応募資格

- ・ 次の(1)(2)の受験資格をいずれも満たす者が、この試験を受験することができます。
  - (1) 令和8年4月1日現在、満18歳以上であり、日本国籍を有する者
  - (2) 地方公務員法第16条(欠格条項)に該当しない者
- ・ なお、業務にあたっては、一般的な事務作業(パソコン操作、書類確認、窓口対応、電話対応など)ができることが求められます。

【地方公務員法第16条(抜粋)】

第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- (1) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (3) 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

#### 4 任用期間

・令和8年8月1日から令和9年3月31日まで

※勤務実績に応じて再度任用される場合があります。(最大2回 令和11年3月31日まで)

#### 5 勤務条件等

##### (1) 勤務時間・日数

月曜日から金曜日のうち週4日30時間勤務とし、勤務時間は次のア、イとする。

##### ア. 月曜日から木曜日

午前9時00分から午後5時15分まで(休憩45分含む)または、  
午前9時15分から午後5時30分まで(休憩45分含む)

##### イ. 金曜日

午前9時00分から午後5時15分まで(休憩45分含む)または、  
午前9時15分から午後5時30分まで(休憩45分含む)または、  
午前10時45分から午後7時00分まで(休憩45分含む)

※ア及びイは、本市が指定する毎週いずれかの時間帯での勤務とする。

##### (2) 休日

##### ア 土曜日及び日曜日

##### イ 国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までの日

##### ウ 土日以外の曜日のうち本市が指定する1日

・この休日として指定する曜日(以下「指定休」といいます。)は、採用者の希望や各曜日の勤務体制等を考慮し、採用時に指定します。

※ 上記ア～ウの休日が基本となりますが、各月の第4日曜日には開庁していることから、上記の休日に勤務を要する場合があります。

この場合には、休日を他の勤務日に振り替えます。

##### (3) 勤務場所

大阪市此花区春日出北1丁目8番4号

此花区役所窓口サービス課(此花区役所 1階)

##### (4) 報酬等

報酬(月額) 176,436円～196,620円(注1)

期末勤勉手当(12月に支給) 307,660円～342,856円(注2)

注1:採用されるまでの職歴等により、上記の範囲内で決定されます。

注2:期末手当の支給割合は、75%支給、勤勉手当の支給月数は75%となります。

※欠勤等勤務状況によっては、上記の限りではありません。

※上記の他に通勤手当や勤務実績に応じた手当(超過勤務手当等)が支給されます。

※上記報酬等は募集時点のものですが、給与改定等により採用時に変更される場合があります。

(5) 休暇等

会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則に基づき付与されます。

年次休暇	付与日数：10 日 付与期間：令和 8 年 8 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで
特別休暇	忌引休暇、結婚休暇など

(6) 社会保険等

健康保険（大阪市職員共済組合）、厚生年金保険、雇用保険

(7) 服務

地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規程の対象となります。

営利企業への従事（兼業）については可能です。ただし、その場合でも、職務専念義務や信用失墜行為の禁止等の服務規律については適用となるため、留意してください。

(8) その他

受験資格がないこと並びに申し込みの内容及び受験提出書類等に虚偽の有ることが認められた場合には合格を取り消すことがあります。

6 選考方法

口述(面接)試験

7 選考日時及び選考会場

- ・日時：令和 8 年 7 月 13 日（月曜日）午前 9 時 30 分開始（午前 9 時 15 分集合）
- ・場所：此花区役所 3 階 講堂 C

※詳細な時間・場所は、「受験案内」により通知します。

8 申込方法

(1) 提出書類

次の書類等を郵便で送付又は持参してください。

- ・送付する場合は封筒に、「マイナンバーカード交付関連業務（会計年度任用職員）採用申込書類在中」と朱書きしてください。
- ・書類等に不備がある場合は、選考試験を受験できない場合があります。

ア 会計年度任用職員採用申込書：1 通

- ※ 過去 3 カ月以内に撮影した上半身、正面、脱帽の写真を必ず貼付してください。
- ※ 採用申込書は本市所定の様式に限ります。
- ※ 1 ページ目、2 ページ目がありますので**全て印刷**してください。

イ 申し立て書：1 通

- ※ 本市所定の様式に限ります。

ウ 「受験案内」送付用の定形封筒（**長形3号**（12cm×23.5cm））：**1通**

※ 必ず**宛先（受験者の郵便番号・住所・氏名）を記載**のうえ、**110円切手**を貼付してください。

(2) 採用申込書等の受付期間等

ア 郵便等で送付する場合

(ア) 申込み期間

令和8年6月23日（火曜日）から令和8年7月3日（金曜日）まで（当日必着）

※ 「マイナンバーカード交付関連業務（会計年度任用職員）採用申込書類在中」と朱書きした封筒に入れて、送付してください。

(イ) 採用申込書送付先

〒554-8501 大阪市此花区春日出北1丁目8番4号

此花区役所窓口サービス課（住民情報）1階2番窓口

イ 持参する場合

(ア) 申込み期間

令和8年6月23日（火曜日）から令和8年7月3日（金曜日）まで

※ 土曜日、日曜日及び祝日を除く

※ 午前9時から午後5時30分まで（午後0時15分～午後1時を除く）

(イ) 採用申込書受付場所

上記ア(イ)と同じ

9 受験案内の送付

試験の時間等の詳細については、令和8年7月7日（火曜日）までに送付する受験案内により受験者本人あてに通知します。

なお、令和8年7月10日（金曜日）までに受験案内が届かない場合は以下の問い合わせ先に連絡してください。

10 結果の発表

合否については、令和8年7月16日（木曜日）頃、受験者本人あてに送付します。

なお、受験者本人以外にはお知らせできません。

11 その他

- ・ 選考試験当日の集合時刻より15分以上遅刻した場合は、口述（面接）試験を受験することはできません。
- ・ 本試験において、大阪市が収集した個人情報は、大阪市個人情報保護条例に基づき適切に管理します。また、提出された申込書等については、辞退等の理由を問わず返却しません。

## 12 問合せ先

- ・此花区役所窓口サービス課（住民情報）

〒554-8501 大阪市此花区春日出北1丁目8番4号

電話：06-6466-9963 ファックス：06-6462-0942

### 応募にあたって

大阪市においては、市民から信頼される市政の実現を図るため、服務規律の確保に関して、様々な取組及び遵守すべき事項を定めており、また、適宜、管理監督者からの指導が行われます。次に記載している条例等の内容は、その一部を抜粋したものです。心得た上で、申込を行ってください。

#### 【大阪市職員基本条例】（抜粋）

##### （倫理原則）

第4条 職員は、自らの行動が市政に対する市民の信用に大きな影響を与えることを深く認識して、常に厳しく自らを律して服務規律を遵守するとともに、倫理意識の高揚に努めなければならない。

##### （職員倫理規則）

第8条 市長は、倫理原則を踏まえ、職員の倫理意識の高揚を図るために必要な事項に関し、市規則（以下「職員倫理規則」という。）を定めるものとする。

2 職員倫理規則には、服務規律の確保及び市民の疑惑や不信を招くような行為の防止のために職員の遵守すべき事項を定めなければならない。

#### 【その他遵守すべき事項の例】

- ・勤務時間中は、常に清潔な身だしなみを心がけ、市民に不快感を覚えさせないようにすること
- ・勤務時間中は喫煙をおこなわないこと
- ・勤務時間中は、身体に入れ墨がある職員にあっては、それを市民に見せないこと
- ・入れ墨の施術を受けないこと